破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３５４号
札幌市東区東雁来８条１丁目６番26―101号
債務者　對馬　忠吉
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５７８号
札幌市東区北14条東13丁目１番13―306号
債務者　中西美千代
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６３２号
札幌市西区発寒８条９丁目４番１号　エクセレンス102号
債務者　伊藤　裕樹
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５４号
札幌市東区北12条東11丁目４番16号　ノース12東明
債務者　大平　征宏
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５５号
札幌市東区北12条東11丁目４番16号　ノース12東明
債務者　大平こずえ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６７号
札幌市中央区南13条西14丁目２番23―402号
債務者　橋本　哲雄（変更前の名鉄男）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９４号
札幌市白石区本通15丁目北３番24―307号
債務者　漆原美津枝（旧姓桑名）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０６号
札幌市白石区栄通９丁目５番11号　コーポ義６号
債務者　越前　曜子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１１号
札幌市手稲区前田５条８丁目１番１―412号
債務者　中山　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６０号
札幌市豊平区西岡４条７丁目８番３―402号
債務者　神田扶美恵
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７９号
札幌市北区新琴似８条９丁目１番５―1105号
債務者　下村　静江
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２８号
札幌市白石区南郷通９丁目南２番15―302号
債務者　西山　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７号
群馬県高崎市岩鼻町258番地４
債務者　阿部　啓介
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１８８号
群馬県富岡市田篠134番地１
債務者　新井　国弘
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２５７号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町662番地10
債務者　ニシカワ　クレベル　テルヒコ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５８号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町662番地10
債務者　ニシカワ　マルシア　ミツコ　カトウ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２９２号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜2623番地４
債務者　新井さとみ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３４８号
新潟市西区小針４丁目39番20号　レジデンスＫ―Ｃ204号
債務者　大井　　理
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　新潟地方裁判所民事部